

国民健康保険と後期高齢者医療制度 保険証と保険料納入通知書を



保険証と保険料納入通知書を7月中に届くように発送します。通知書は、国民健康保険(国保)は世帯ごと、後期高齢者医療制度(後期)は個人ごとになっています。届いたら入っている保険証や通知書を確認してください。保険料の賦課限度額や軽減基準などが一部変更となりました。

7月に新しい保険証を発送

8月1日から使用する国保と後期の保険証を7月中に届くように順次発送します。簡易書留郵便で送りますので、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は国保年金課へ連絡してください。

●8月～令和2年7月に75歳になる人 国保の保険証の有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日からは後期へ加入することになるので、新しい保険証が交付されます。

保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。国保は世帯ごとに、後期は個人ごとに通知します。保険料の納期限は、国保が7月～翌年3月、後期は7月～翌年2月の毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税などの申告の遅れや、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることがあります。

31年度から国民健康保険料の賦課限度額が変わりました

国保と後期には、賦課限度額といわれる保険料の上限額が決まっています。

国保のうち医療費給付分の新しい限度額は、3万円引き上げられ年61万円です。後期高齢者支援金の年19万円と介護納付金は年16万円です。

後期の保険料は、一人当たりの金額(均等割)4万1,000円に、所得に応じた金額(所得割)

の7.89%を加えたものです。限度額は、前年度のまま継続され年62万円です。

保険料の軽減措置の期間が加入後2年間になります

国保や後期に加入したことで、世帯や個人の負担が急激に増えることのないように、保険料の軽減措置があります。今まで、軽減を受けられる期間に制限はありませんでしたが、平成31年度より期間が見直されました。

国保は、旧被扶養者の一人当たりの金額(均等割)と一世帯当たりの金額(平等割)の軽減期間が見直されました。例えば2人世帯で会社の健康保険に加入していた人が後期に移行することで、扶養に入っていた家族はこれまで加入していた保険の資格を失うので、国保に加入することになります。この家族が65歳以上だった場合に旧被扶養者といえます。均等割は、資格を取得してから、2年間は5割軽減されます。平等割も、旧被扶養者が一人の世帯では、同じように2年間で5割軽減となります。この見直しで、平成31年3月分まで、平成29年4月以前に国保に加入した旧被扶養者の均等割と平等割が軽減されます。

後期は、会社の健康保険などの扶養だった人が、扶養者よりも先に75歳になって後期に加入した場合に、資格を取得してから2年間は均等割額が5割軽減されます。所得割は0円で計算されます。

保険料の軽減基準も変更になります

保険料の軽減基準も変更になりました。国保は、均等割と平等割額が、5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大され(表1)、後期も

同じように均等割額が、5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大されました(表2)。

●申告を忘れずに 国保・後期とも軽減を受けるには、国民年金や厚生年金などの公的年金以外の収入を除く、世帯主と被保険者全員の申告が必要です。収入がない人も市県民税の申告を忘れずに行ってください。

75歳以上の医療保険料の均等割が9割から8割軽減になります

後期の保険料の均等割は、低所得者への介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の実施で、9割から8割軽減に変わります。年金天引きで納めている人は、10月から引き落とし額が変更になります。

●介護保険料の負担軽減強化 所得の低い高齢者の介護保険料が月平均355円軽減されます。

【表1】国民健康保険料の軽減基準

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下

【表2】後期高齢者医療制度保険料の軽減基準

軽減割合	軽減後の均等割額	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計
8割	8,200円	33万円以下で被保険者全員の所得が0円(年金などの控除額は80万円を計算)
8.5割	6,150円	33万円以下(上記以外の場合)
5割	20,500円	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	32,800円	33万円+(51万円×被保険者数)以下

市民公開講座「認知症高齢者と運転」

「認知症高齢者と運転」をテーマに認知症専門医がわかりやすく解説します。定員80人。なるべく公共交通機関を利用してください。

▼日時 7月24日(水)午後2時～3時。午後1時30分から受け付け

▼場所 総合生涯学習プラザ ▼問い合わせ 八千代病院認知症疾患医療センター ☎(488)2071 (地域包括支援センター)

募集 シニア従業員のお仕事説明会の参加者

本市と協定を結び、雇用の推進を進めるセブナイイレブンが、市内店舗での短時間勤務の制度や配達、清掃、レジなどの仕事説明会と、個別相談会を実施します。原則60歳以上ですが、全年齢対象で、セブナイイレブンの市内店舗で働きたい人対象。主婦など、空き時間のみでの短時間勤務も可。先着30人。

▼日時 8月2日(金)午後2時～3時30分 ▼場所 総合生涯学習プラザ ▼申し込み 8月1日(木)までにセブナイイレブンのアルバイト募集専用ページ(<https://www.sej.co.jp/arbeit/orientation/index.html>)または電話で商工観光課 ☎(483)1151へ

募集 シニアのためのキャリアプランセミナー&個別相談会の参加者

県ジョブサポートセンターと鎌ヶ谷市などの共催でシニア向けセミナーと個別相談会を行います。多様な働き方や仕事の探し方、応募書類の書き方などを学びます。概ね55歳以上の方、セミナーは先着30人、相談会はセミナー参加者のうち先着4人。

▼日時 8月14日(水)セミナー/午前10時～正午、個別相談/午後1時～4時 ▼場所 鎌ヶ谷市役所 ▼申し込み/問い合わせ 7月16日(火)から電話で鎌ヶ谷市商工振興課 ☎047(445)1240へ (商工観光課)

インターネットやメールの安全な利用を、トラブルを防ぐため、ルールの確認やフィルタリングの設定を。

愛のひと声を、子どもの小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの?」と優しく声をかけましょう

ダメなものダメ! 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ!」の一言が、子どもを非行から救います

夜間の外出は控えましょう。千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時～午前4時の間、外出させないように努めなければなりません。保護者の同伴なしに16歳未満が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び千葉県が定める同法施行条例により禁止されています。

■青少年相談の二利用を 青少年の生活の乱れなどの悩みに応じます。助言・指導のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。電話相談と来所相談(要予約)があります。受付時間はいずれも土曜日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時 ▼問い合わせ 青少年センター/大和田13812教育委員会庁舎内 ☎(483)2842